

訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2023年 論文公開模試 (EB23813) 通信 租税法 に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

**論文式公開模試 租税 問題 (EU23389)**

●P7/28 3. 受取利息及び配当金等についての資料 (1)表

【誤】

D社株式	期末配当	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	1,000,000	153,150	(注1,4)
X社株式	期末配当	令和3年1月1日 ～令和3年12月31日	8,000,000	800,000	(注5)

【正】

D社株式	期末配当	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	1,000,000	153,150	(注4)
X社株式	期末配当	令和3年1月1日 ～令和3年12月31日	8,000,000	800,000	(注1,5)

●P7/28 3. 受取利息及び配当金等についての資料 (1)(注6)

【誤】証券投資信託は、前期の令和4年7月28日に購入した。

【正】証券投資信託は、当期の令和4年7月28日に購入した。

※上記訂正箇所については、「当期の令和4年7月28日」ではなく「前期の令和3年7月28日」と解釈して解答することも可能です。それぞれの場合における解答数値及び計算過程は次のとおりです。なお、下記のうちどちらの数値で解答された方も正解とさせていただきます。

・「当期の令和4年7月28日」として解答された場合

P15/41 (外国源泉税・所得税額等に関する申告調整)

法人税額から控除する所得税額等 1,712,421 (解答解説に訂正なし)

・「前期の令和3年7月28日」として解答された場合

P15/41 (外国源泉税・所得税額等に関する申告調整)

法人税額から控除する所得税額等 1,727,736 (解答解説は下記になります。)

P22/41 (外国源泉税・所得税額等) 計算過程及び解答

法人税額から控除する所得税額等 ① 株式・出資グループ $\left(\frac{1}{2} < \frac{7}{12} \therefore \text{個別法}\right)$ $1,021,000 + 816,800 \times \frac{7}{12} (0.584) + 153,150 = 1,651,161$ ② <u>受益権グループ</u> <u>30,630</u> ③ その他グループ 45,945 ④ ①～③の計= <u>1,727,736 (加・社)</u>	B	<u>1,727,736 (加)</u>
---	---	----------------------

P22/41 (注)条文の下 本問の場合の解説

(前期を前提にするとこの解説は関係のないものになるので削除)

●P11/28 9. 暗号資産についての資料 (1)

【誤】

	内容	単位	交換レート	摘要
令和5年6月2日	取得	0.74BTC	@6,120,000円	(注1)
令和5年10月5日	交換	0.65BTC	@6,440,000円	(注2)
令和5年10月5日	取得	8.05ETH	@520,000	(注2)

【正】

	内容	単位	交換レート	摘要
令和4年6月2日	取得	0.74BTC	@6,120,000円	(注1)
令和4年10月5日	交換	0.65BTC	@6,440,000円	(注2)
令和4年10月5日	取得	8.05ETH	@520,000	(注2)

※上記訂正箇所については、「当期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）」という本問の前提条件と整合が取れない内容となっています。訂正前の「令和5年」で解答した場合と、訂正後の「令和4年」で解答した場合の、それぞれの場合における解答数値及び計算過程は次の通りです。なお、下記のうちどちらの数値で解答された方も正解とさせていただきます。

・「令和5年」として解答された場合

P16/41

(暗号資産に関する申告調整) 0

P27/41 9 暗号資産

計算過程	難	解答
当期において何ら取引を行っていない。∴調整なし	A	<u>0</u> (加)

・「令和4年」として解答された場合

P16/41

(暗号資産に関する申告調整) 205,700 (訂正なし)

<次のページへ>

**論文式公開模試 租税 解説 (EU23390)**

●P22/41 (注) 条文の下 2行目

【誤】11月27日～12月2日は「1月に満たない端数」となり、

【正】11月27日～12月20日は「1月に満たない端数」となり、

●P29/41 (注) (3)表

【誤】

増減試験 研究費割合	税額控除割合 (小数点以下3位未満切捨て)	税額基準額
9.4%超	$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ ただし、上限14%	法人税額 ×25%
9.4%以下	$10.145\% \pm (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.175$ ただし、下限2%	
比較試験研究費 が零	8.5%	

【正】

増減試験 研究費割合	税額控除割合 (小数点以下3位未満切捨て)	税額基準額
9.4%超	$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ ただし、上限14%	法人税額 ×25%
9.4%以下	$10.145\% \mp (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.175$ ただし、下限2%	
比較試験研究費 が零	8.5%	